

# 奥尻町業務継続計画



令和 4 年 1 月

奥 尻 町

## 目次

1	業務継続計画とは	1
2	業務継続計画策定の効果	3
3	地域防災計画の関係	4
4	業務継続計画の発動・解除	6
5	想定される大規模災害	7
6	業務継続計画の特に必要な6要素	8
	要素1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	9
	要素2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	11
	要素3 電気・水・食料の確保	12
	要素4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	16
	要素5 重要な行政データのバックアップ	17
	要素6 非常時優先業務の整理	18
7	「受援」に関すること	20
8	業務継続に向けた体制強化・継続的改善	21

別紙1 各種システム一覧表

別紙2 災害対策本部業務分担表

## 1 業務継続計画とは

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、最大震度7の強い揺れにより、むかわ町や厚真町、安平町で甚大な被害となった。

この地震の際、北海道内では長時間停電となる「ブラックアウト」が発生し、これまでの災害への備えでは対応できない事態となった。

また、全国各地で異常気象による台風や豪雨の影響により河川の氾濫などの災害が発生しており、本町においても対策が必要である。

こうした大規模な地震や水害が発生した場合、行政の中核である役場庁舎や災害対応に当たるべき職員も被災し、行政機能が著しく低下することが想定されることから内閣府では、各自治体に対し大規模災害が発生した場合に人員、物資、情報等利用できる資源に制約がある条件下においても行政機能の継続と早期復旧を図るために、あらかじめ非常時における優先業務を選定しておくことなどを定めた「業務継続計画（※1）」の策定を求めている。

このため、本町においても内閣府が示す「市町村のための業務継続計画作成ガイド」をもとに災害時に優先的に実施すべき業務「非常時優先業務（※2）」を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震、水害等による大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画を策定する(図1)。

### ※1 「業務継続計画」

「BCP」: Business Continuity Plan (ビジネスコンティニューイティプラン)

### ※2 「非常時優先業務」

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後は、各種人員、物資等の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があり、非常時優先業務以外の通常業務は休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障のない範囲で業務を実施することとなる。

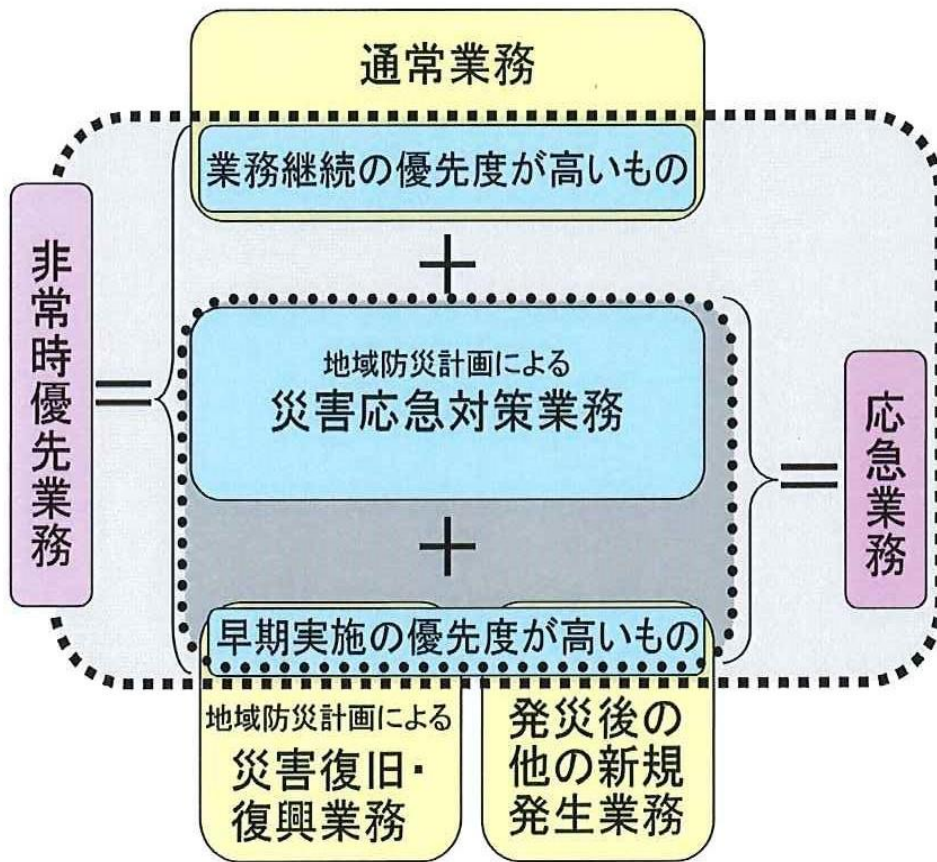


図1 非常時優先業務のイメージ

## 2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

被害状況の確認など、発災直後から非常に短い時間で膨大な応急実務が発生し(図2)、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

このような場合において業務継続計画を策定(持続的改善を含む)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

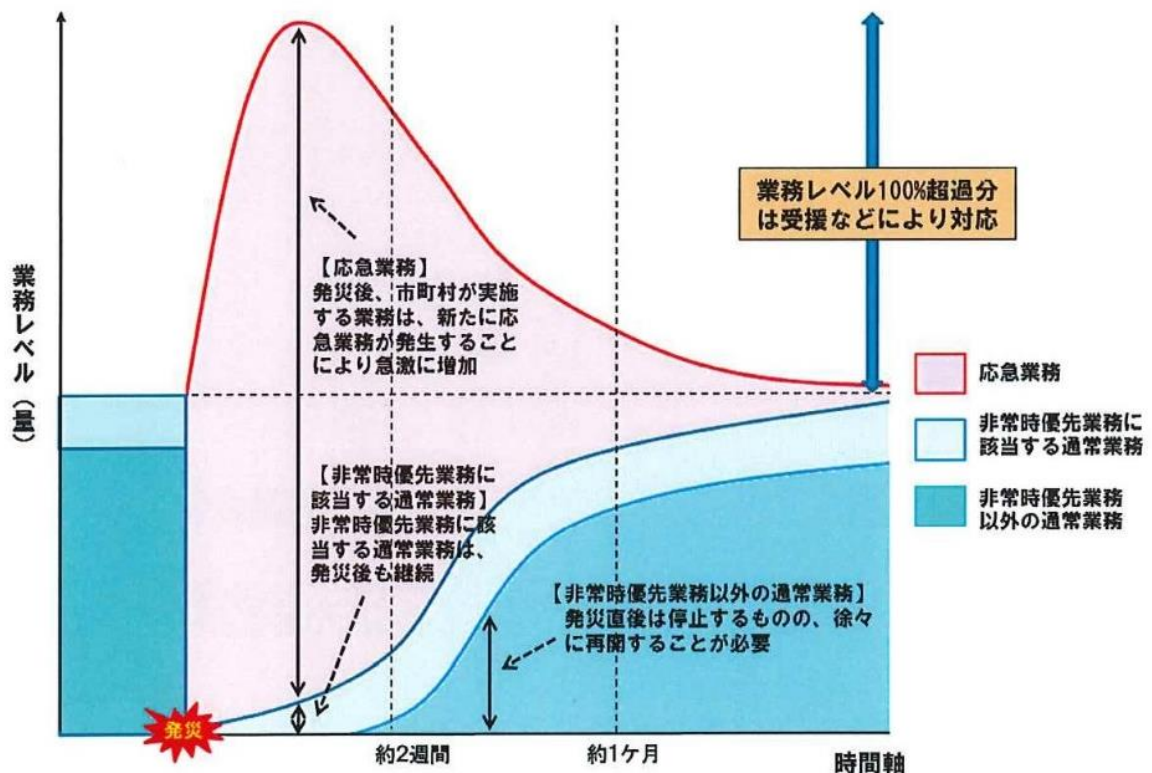


図2 発災後に市町村が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

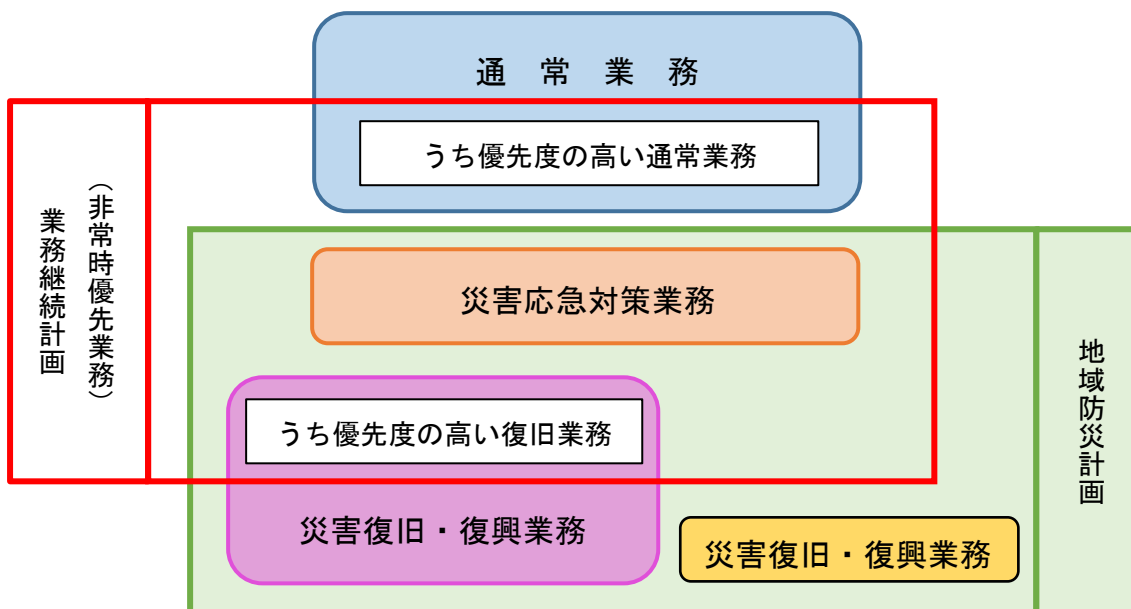
### 3 地域防災計画の関係

「奥尻町地域防災計画」は災害対策基本法第42条の規定に基づき、奥尻町防災会議が策定する法定計画で町民の生命、身体及び財産を守るため町、道及び公共的機関、関係機関並びに町民が災害の予防、応急対策及び復旧に関し連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方「奥尻町業務継続計画」は庁舎や職員自身が大規模な災害等で被災したことを前提としており、行政機能が著しく低下し利用できる資源（人員、物資、情報等）に制約がある条件下において「奥尻町地域防災計画」で定めた町が行うべき業務継続の実効性を担保することを目的としている。

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方自治体では、目標時間を記載している場合もある）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について、検討のうえ、記載する必要がある。

図3 業務継続計画と地域防災計画の関係



## 4 業務継続計画の発動・解除

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。

### (1) 発動基準

本計画は町内で震度5弱以上の地震が発生したとき及び本町に対して気象庁より大雨特別警報が発表された場合に発動する。

ただし、上記以外においても町内において大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに奥尻町災害対策本部（以下、「災対本部」という。）を設置した場合で災対本部長（町長）、又は代理者が必要と認めた場合は発動する。

### (2) 発動権限者

災対本部長とする。

なお、災対本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

#### 【非常時優先業務を実施する発動権限者】

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	課長等

### (3) 事務局

総務課情報サービス係 防災担当（以下、「防災担当」という。）が事務局となり発動手続きに関する事務を処理する。

### (4) 発動の流れ

- ① 災対本部本部員会議において、副本部長（副町長、教育長）及び本部員（各対策部長）は、町内及び町役場庁舎機能の被害状況等を本部長に報告する。
- ② 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- ③ 発動が決定された場合、防災担当は直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。
- ④ 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて本計画に基づき実施することとし、各対策部で対応体制をとりまとめ、防災担当に報告する。
- ⑤ 防災担当は業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

## (5) 解除基準

災対本部長は、本町における全ての優先度の高い通常業務の再開をもって、業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、本部員は解除の宣言前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

## 5 想定される大規模災害

### 1 地震による被害想定

本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、平成5年(1993年)の「北海道南西沖地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※1)を想定し、地震被害を想定する。

想定される地震	北海道南西沖地震	全国どこでも起こりうる 直下の地震 (直下型地震)
地震の規模	M7.8	M6.9

※1 「全国どこでも起こりうる直下の地震」(直下型地震)

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置付け、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

本町においても中央防災会議と同様に「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを計算している。

## 6 業務継続計画の特に必要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。

町はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）について、あらかじめ定めておくものとする。

重要6要素	内 容
1 町長不在時の明確な代行 順位及び職員の参集体制	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・ 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・ 地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
3 電気・水・食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水・食料等を確保する。 ・ 災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・ 孤立により外部からの水・食料等の調達が不可能となる場合もある。
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線・輻輳等により固定電話・携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・ 災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
5 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・ 災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
6 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・ 各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

# 1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

【担当部署：総務課情報サービス係】

## ■現時点の状況

### ①町長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	※
<p>「奥尻町地域防災計画」記載し、全職員に周知済み。</p> <p>※ 第3順位における課長の順位については、「町長の職務代理者及び代理の順序を定める規則（昭和40年奥尻町規則第4号）」を準用する。</p>		

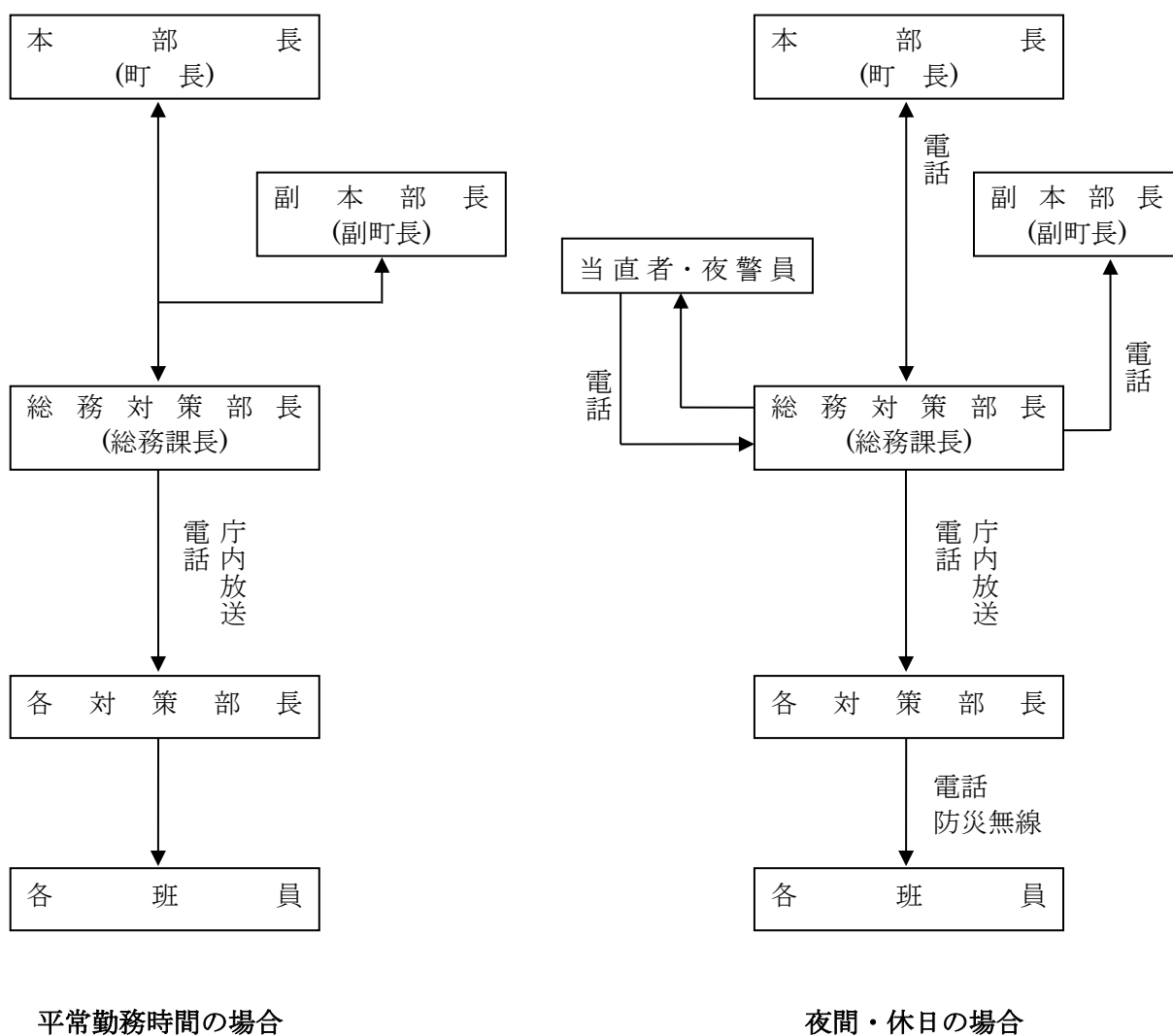
### ②本部の非常配備に関する基準

※「奥尻町地域防災計画」より抜粋

配備区分	配備時期	配備内容	担当対策部
第一非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象情報等により災害の発生が予想されるとき。</li> <li>2. その他本部長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<p>情報収集・伝達・報告及び連絡なく調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第2次配備に移行し得る体制を整えておくこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務対策部</li> <li>・建設水道対策部</li> <li>・水産農林対策部</li> </ul>
第二非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 局地的に災害の発生が予想される場合又は、災害が発生したとき。</li> <li>2. その他本部長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<p>災害の発生とともに関係対策部の部員が速やかに、災害応急活動を開始できる体制とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務対策部</li> <li>・地域政策対策部</li> <li>・住民対策部</li> <li>・建設水道対策部</li> <li>・水産農林対策部</li> <li>・企業管理対策部</li> <li>・発電対策部</li> <li>・支所対策部</li> <li>・環境対策部</li> <li>・空港管理対策部</li> <li>・医療対策部</li> <li>・教育対策部</li> </ul>
第三非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広域にわたり災害の発生が予想される場合及び被害が甚大であると予想されるとき、あるいは災害が発生したとき。</li> <li>2. 予想されない重大な災害が発生したとき。</li> </ol>	<p>災害対策本部職員全員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全対策部</li> </ul> <p>(全職員)</p>

(注) 災害の規模・様態により、担当対策部については本部長、担当班については各担当対策部長が適宜増減することができる。

## 動員配備系統図



### ■今後の検討事項

- ・非常配備の規模に応じて、休日や勤務時間外でも速やかに職員を参集できるよう、連絡系統（電話・メール伝達システム等）の確立が必要である。

## 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

【担当部署：総務課情報サービス係】

### ■現時点の状況

「奥尻町地域防災計画」では、災害対策本部設置場所は奥尻町役場と指定されているが、奥尻町役場が被災し、使用できなくなった場合の代替施設は次のとおりとする。

施設	構造	施設が被災を受ける可能性が高い災害
奥尻町議会	木造2階	土砂災害、地震
海洋研修センター	鉄筋コンクリート	津波、土砂災害
青苗支所	木造モルタル	地震

### ■今後の検討事項

- ・耐震化とネットワーク環境（Wi-Fi 設備）等が整備された、災害に強い新庁舎の整備が必要である。
- ・災害対策本部または代替施設における備蓄物資が少ないことから、増量する必要がある。
- ・障害者用のトイレ等が少ないため、対応が求められている。

### ■代替庁舎検討用リスト

施設名	建築年 (耐震化)	災害危険度 ※1				付帯施設					同時被災の可能性 のある災害	代替庁舎候補
		地震	津波	土砂	洪水	機・燃料 非常用発電	通信機器	情報システム	イレ等の備蓄 水・食料・ト	事務機器等		
分庁舎 (奥尻町議会)	S39 未	×	○	×	×	無 ※2	衛星 携帯	無	無	有	地震 土砂	○
奥尻町 海洋研 修セン ター	H8 済	○	×	×	○	有	-	無	無	有	-	○
青苗支 所	S44 未	×	○	○	○	有	-	無	水 あり	有	-	○

※1 災害危険度については、「発生の可能性がない（きわめて低い）」「対策が取られている」など、危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

※2 役場庁舎及び備蓄倉庫に配備している可搬式発電機及び燃料を移動し、対応する。

### 3 電気・水・食料の確保

#### ■現時点の状況

##### ①電気～非常用発電機と燃料の確保

【担当部署：総務課情報サービス係】

##### 【奥尻町役場庁舎】

<p>非常用発電機 可搬式 3台</p>		<p>①YANMAR YSG5000SS          定格出力 4.2KVA          定格電圧 100V          定格電流 42A          定格周波数 50Hz</p> <p>②YANMAR YSG5000SS          定格出力 4.2KVA          定格電圧 100V          定格電流 42A          定格周波数 50Hz</p> <p>③SUZUKI SE3900S          定格出力 3.2/3.8KVA          定格電圧 100V          定格電流 32/38A          定格周波数 50/60Hz</p>
<p>備蓄燃料</p>	<p>・ガソリン full 状態          ※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。          【災害時における協定済】</p>	
<p>電力供給先</p>	<p>・災害対策本部用電気機器          (照明・パソコン・FAX・コピー機・テレビ等)          ・電話機など</p>	

##### ○備蓄倉庫格納非常用発電機及び燃料

<p>非常用発電機 可搬式 1台</p>		<p>①HONDA EU9iGB          定格出力 0.9KVA          定格電圧 100V          定格電流 9A          定格周波数 50/60Hz</p>
<p>備蓄燃料</p>	<p>・ガスボンベ</p>	

【代替施設 奥尻町役場分庁舎(奥尻町議会)】

非常用発電機 最大4台	奥尻町役場(3台) 備蓄倉庫(1台) から可搬式発電機を移動して使用
備蓄燃料	・ガソリン full 状態 ※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。 【災害時における協定済】
電力供給先	・災害対策本部用電気機器 (照明・パソコン・FAX・コピー機・テレビ等) ・電話機など

【代替施設 奥尻町海洋研修センター】

自家発電装置 (即時普通形)		①新潟鉄工 定格出力 35KVA 定格電圧 210V 力 率 0.8 定格周波数 50Hz
非常用発電機 可搬式 1台		①HONDA EU28is 定格出力 2.8KVA 定格電圧 100V 定格電流 28A 定格周波数 50/60Hz
備蓄燃料	・ガソリン full 状態 ※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。 【災害時における協定済】	
電力供給先	・多目的ホール等での避難所運營業務に必要な電気機器など ・災害対策本部用電気機器 (照明・パソコン・FAX・コピー機・テレビ等)	

②水道、下水道、ガス

【奥尻町役場庁舎】

【担当部署：総務課管財係】

○水道

水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水となった場合は、水道が使用できなくなる。</li> <li>・受水タンクがないため、応援協定等により給水車の派遣要請を行う。</li> <li>・飲料水の確保を優先した場合、トイレが使用できなくなる。</li> </ul>
----	---

○下水道

下水道	・下水管が破損した場合、排水できなくなる恐れがある。
-----	----------------------------

○ガス

ガス	・プロパンガスにて供給しているが、地震の際にはガス配管が破損している可能性があり、点検が終了するまでは使用できない。 ・ガス台とプロパンガスボンベを直結すれば使用可能。 ・カセットコンロを配備することにより、給湯は可能。
----	--

【代替施設 奥尻町役場分庁舎(奥尻町議会)】

【担当部署：総務課管財係】

○水道

水道	・断水となった場合は、水道が使用できなくなる。 ・受水タンクがないため、応援協定等により給水車の派遣要請を行う。 ・飲料水の確保を優先した場合、トイレが使用できなくなる。
----	---

○下水道

下水道	・下水管が破損した場合、排水できなくなる恐れがある。
-----	----------------------------

○ガス

ガス	・プロパンガスにて供給しているが、地震の際にはガス配管が破損している可能性があり、点検が終了するまでは使用できない。 ・ガス台とプロパンガスボンベを直結すれば使用可能。 ・カセットコンロを配備することにより、給湯は可能。
----	--

【代替施設 奥尻町海洋研修センター】

【担当部署：教育委員会】

○水道

水道	・断水となった場合は、水道が使用できなくなる。 ・受水タンクがないため、応援協定等により給水車の派遣要請を行う。 ・飲料水の確保を優先した場合、トイレが使用できなくなる。
----	---

○下水道

下水道	・下水管が破損した場合、排水できなくなる恐れがある。
-----	----------------------------

○ガス

ガス	・プロパンガスにて供給しているが、地震の際にはガス配管が破損している可能性があり、点検が終了するまでは使用できない。 ・ガス台とプロパンガスボンベを直結すれば使用可能。 ・カセットコンロを配備することにより、給湯は可能。
----	--

### ③食料等の備蓄（奥尻町職員用）

【担当部署：総務課情報サービス係】

#### 【奥尻町役場庁舎】

・飲料水	おくしりの水（350ml）	240本		
・食料	保存用乾パン	300個	備蓄用パン	480個
	スティックパン	200個	カロリーメイト	300個
	携帯おにぎり	200個	おいしいおさかなソーセージ	240本
・仮設トイレ	なし			
・トイレットペーパー	なし（役場庁舎利用者用に保存しているトイレットペーパーのみ）			
・消耗品等	物品庫に格納している消耗品（コピー用紙、事務用品）のみ			

#### 【代替施設 奥尻町役場分庁舎(奥尻町議会)】

・飲料水	なし（※隣接する役場庁舎に飲料水を配備）			
・食料	なし（※隣接する役場庁舎に保存用食料を配備）			
・仮設トイレ	なし			
・トイレットペーパー	なし（奥尻町議会で議員・職員用等に保存しているトイレットペーパーのみ）			
・消耗品等	議会事務局でストックしている消耗品（コピー用紙、事務用品）のみ			

#### 【代替施設 奥尻町海洋研修センター】

・飲料水	なし			
・食料	なし			
・仮設トイレ	なし			
・トイレットペーパー	なし（海洋研修センター利用者用に保存しているトイレットペーパーのみ）			
・消耗品等	図書室・教育委員会事務局用でストックしている消耗品（コピー用紙、事務用品）のみ			

### ■今後の検討事項

- ・非常用発電機は年に2～3回程度、動作確認を実施する。
- ・飲料水・保存食料・消耗品等の備蓄は、全職員の3日分の配備を検討する。
- ・職員に対して町民と同様に「自助」の観点から、各自で最低3日分の飲料水・食料を備蓄するほか、職員参集時には災害対応が長期化することを想定し、各自で必要な食料・飲料水等を持参するよう周知することとする。

## 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

【担当部署：総務課情報サービス係】

### ■現時点の状況

通信機器の確保

1	奥尻町防災行政無線（固定系）	「ぼうさいおくしり」
2	北海道総合行政情報ネットワーク	
3	衛星携帯電話	1台
4	その他	緊急時連絡先リスト

### ■今後の検討事項

- ・通信範囲が広範囲（携帯電話通話エリア）かつ免許登録が不要な IP 無線機の導入を検討する。
- ・職員の安否確認、情報伝達が可能な連絡手段を導入する。
- ・人事異動が生じた都度、各課で連絡網を作成する。
- ・SNS（LINE グループ）を活用した職員間の情報伝達手段も検討する。

## 5 重要な行政データのバックアップ

【担当部署：総務課情報サービス係】

### ■現時点の状況

「ICT部門の業務継続計画」を早急に作成する必要がある。

※『別紙1』参照

### ■今後の検討事項

- ・各システムのバックアップについては、貴重な行政データが損失しないように定期的にセキュリティ対策が十分な複数拠点でバックアップする体制を構築する必要がある。
- ・各担当が日常業務で使用しているデータについては、一括して役場庁舎以外の建物に定期的にバックアップができる体制を構築する必要がある。
- ・災害時における非常時優先業務等の実施に必要なデータについて、常日頃からすぐに判別できるよう電子及び紙媒体での保存方法を検討する。
- ・停電時などを想定し、システムが稼働できない状況化であっても最低限の業務が継続できるよう、紙媒体での保存方法について検討する必要がある。
- ・情報システムは自治体業務の根幹的インフラであるため、まずは早期に ICT-BCP 初動版を作成し、最低限の体制を整える必要がある。
- ・災害等から重要な情報資産を守り、早期の復旧を図る観点から情報システムのクラウド化の推進、遠隔地バックアップなど有事には近隣自治体との相互支援にも役立つ自治体クラウドの検討も必要になると考える。

## 6 非常時優先業務の整理

【担当部署：総務課情報サービス係】

### ■非常時優先業務の選定基準

災害により通常業務、災害応急対策業務に中断や遅延が発生した場合における、町民の生命や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を選定した。

業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 〔 ○災害応急対応業務 ●優先度の高い通常業務 〕
非常時優先業務	発災～ 3時間以内	・町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、役場機能の維持・復旧、避難所の開設・運営に係る業務	○災害対策本部の設置・運営 ○情報機器・通信機器等の復旧 ○指定避難所の開設 ○職員・住民の安否確認 ○災害の現状把握 ○救助救出活動 ○被災者の応急・救護活動 ○防災関係機関との連絡調整 ○町民への災害広報 等
	12時間以内		○マスコミへの対応 ○指定避難所等における町民の健康管理 ○所管施設の被害状況の把握安全管理 ○協定先機関等への応援要請 ○受援・災害ボランティア受入の調整 ●埋葬手続 等
	1日以内		○ライフラインの応急復旧 ○建物の応急危険度判別 ○指定避難所のし尿・ごみの収集 ○指定避難所の感染症の予防対策 ○防疫対策（家畜も含む） ○受援・災害ボランティアへの対応 ○炊き出し、救援物資の供給 ●住民票、戸籍等の交付、死亡届等の窓口業務 ●ごみの収集 ●町有バスの運行 等
	3日以内	・遅くとも3日以内に業務に着手しないと町民の生活や地域社会に相当な影響が生じるため、早期に対策を講じる必要がある業務	

	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の通常生活復帰に係る業務</li> <li>災害応急業務以外で優先度が比較的高い通常業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受援（支援物資、行政職員等）・災害ボランティアの受付、管理、配分</li> <li>○二次災害防止措置</li> <li>○町民の相談窓口設置</li> <li>○り災証明書の発行</li> <li>○指定避難所開設期間等に関する協議</li> <li>○災害廃棄物一次仮置場の設置、管理</li> <li>●窓口業務（諸証明書の発行）の開始</li> <li>●各学校、幼稚園等の再開の検討</li> </ul>
	1ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務</li> <li>発災後、1週間経過しても町民の生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活再建支援業務</li> <li>○商工業、農林業への被災相談</li> <li>○災害弔慰金、義援金等の配分</li> <li>○応急仮設住宅の建設</li> <li>○災害廃棄物二次仮置場の設置、管理</li> <li>●窓口業務や施設管理等の業務の拡大 等</li> </ul>
その他	1ヵ月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後、1ヵ月経過しても町民の生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民の生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等</li> </ul>

## ■非常時優先業務の対象範囲

非常時優先業務は、次の業務を対象とした。

### ①災害応急対策業務

「奥尻町地域防災計画」に定める各対策部、対策任務に基づき、緊急度に鑑みて主要となる業務について対象業務として設定した。

※業務の詳細については **別紙2** を参照

### ②優先度の高い通常業務

平常時に各課が行っている業務のうち、通常業務の中でも災害時に優先的に対応が求められるものについて、対象業務として設定した。

※参考：「奥尻町行政組織規則（平成21年奥尻町規則第11号）」、「奥尻町教育委員会事務局組織規則（平成元年教育委員会規則第1号）」、「奥尻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和56年国保病院規則第1号）」

## 7 「受援」に関すること

### ■現時点の状況

- ・「奥尻町地域防災計画」における災害対策本部の主要事務の中には、受援担当は設置されていない。

#### ①受援担当の業務内容

- ・災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定に基づく職員の派遣要請に基づき派遣された職員、各協定に基づき派遣された職員の受入、管理、配分
- ・災害ボランティア受け入れに係る奥尻町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部奥尻町分区、各ボランティア団体、NPO 法人等との連絡・調整
- ・必要な支援物資の情報発信、受入、管理、配分について、奥尻町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部奥尻町分区、各関係機関等との連絡・調整

#### ②応援を受け入れて実施する業務

指定避難所運営支援業務、住宅被害認定調査業務、り災証明発行業務、保健福祉関連業務、災害廃棄物処理業務 等

#### ③各種協定等の締結状況

締結先	協定等の主な内容
北海道財務局・北海道	災害時のり災証明書の発行、り災建物判定補助等
北海道町村会	北海道内の町村間における災害時の職員派遣、物資・資機材の応援等
株式会社 越森石油電器商会	災害時における公共施設及び緊急車両への燃料の優先的提供
有限会社 音村石油店	災害時における公共施設及び緊急車両への燃料の優先的提供
株式会社 明上石油店	災害時における公共施設及び緊急車両への燃料の優先的提供
株式会社 加賀谷商店	災害時における炊き出し用、主要食糧等の優先的提供
二印 西本商店	災害時における炊き出し用、主要食糧等の優先的提供
辺見商店	災害時における炊き出し用、主要食糧等の優先的提供
森田商店	災害時における炊き出し用、主要食糧等の優先的提供
奥尻郵便局	業務上で収集した道路破損状況等に関する情報の提供
㈲北海道エルピーガス協会 道南支部	災害時において地域住民生活の早期安定を図るためエルピーガス等の供給について協力
北海道コ・コア・トリック株式会社	災害対応型自動販売機の電光掲示板による情報提供、緊急時の在庫飲料の無償提供
奥尻町建設協会	災害時に情報共有、協力体制の構築、応急対応など
北海道開発局	土木施設等に被害が発生した際、被害拡大や二次災害防止のため緊急的な対応を実施
北海道エルピーガス災害対策協議会	災害発生時におけるエルピーガス関連の応急・復旧活動の支援
株式会社 カナモト 奥尻出張所	災害時において早期復旧を図るために応急対策に必要な機器の調達を協力
有限会社 奥尻総業	災害時において飲料水が必要となった場合の優先的な提供
東日本電信電話株式会社 北海道支店	各指定避難所の非常用電話(特設公衆電話)を被災者等の通信確保のため設置する
陸上自衛隊 第 11 旅団 第 28 普通科連隊	災害に際し、連携し迅速かつ円滑な応急対策活動を行い、町民の安全を確保する
日本郵便株式会社 北海道支社	災害時において相互協力し、必要な対応を円滑に遂行する
一般社団法人 函館地区トラック協会	災害発生時、相互協力し物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行う
株式会社 工藤組	津波発生時または他の災害の際、施設(ビル)を一時避難施設として使用する
ヤマト運輸 株式会社 函館主管支店	相互の緊密な連携により、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図る
函館地方石油業協同組合	災害時等に緊急車両や災害対策上重要施設、避難所等へ石油類を優先給油するなど
株式会社 森川組	災害時、緊急に物資の調達等が必要となった場合に優先的かつ速やかに協力する

## 8 業務継続に向けた体制強化・継続的改善

### (1) 業務継続体制の強化に向けた体制強化

災害発生時に的確に業務継続を図るためには、人事異動等で担当職員が変わった場合でも「いつ、誰が、何をすればいいのか」を認識し、本業務継続計画の周知・徹底により、災害時の役場機能の維持、業務継続体制の強化を図ることとする。

### (2) 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は一旦策定すればいいというものではない。

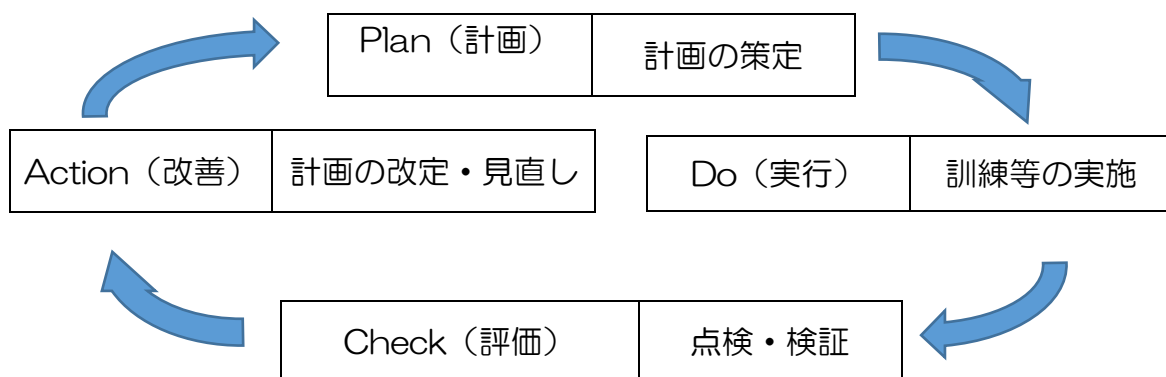
計画の実効性を確認し、高めていくためには教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが重要である。

業務継続に係る訓練には、非常時職員参集訓練・安否確認訓練・非常通信訓練・情報システムのバックアップからの復旧訓練・災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類の訓練方式があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改定で確実に反映させる必要がある。

また、電気・飲料水・食料・人員などの必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等により「PDCA サイクル」を回しながら業務継続計画の実効性を高めていくよう努める必要がある。

#### ■PDCA サイクルによる継続的改善





## ○情報系（NTTデータセンター設置）

NO,	システム名	対象業務	主管部門	基本情報				対策状況
				機種	OS	設置場所	HW 保守部門	バックアップ対象 (保管場所)
1	仮想化基盤物理サーバ01 (ホスト名：ESXi01)	LG-WAN系 インターネット系	総務課情報サービス係	System x3550 M5	ESXi 6.0	NTTデータセンター	NTT 東日本	—
2	仮想化基盤物理サーバ02 (ホスト名：ESXi02)	LG-WAN系 インターネット系	総務課情報サービス係	System x3550 M5	ESXi 6.0	NTTデータセンター	NTT 東日本	—
3	仮想化基盤物理サーバ03 (ホスト名：ESXi03)	LG-WAN系 インターネット系	総務課情報サービス係	System x3550 M5	ESXi 6.0	NTTデータセンター	NTT 東日本	—
4	仮想化基盤ストレージサーバ (ホスト名：STORAGE01)	LG-WAN系 インターネット系	総務課情報サービス係	Lenovo Storage V3700 V2	—	NTTデータセンター	NTT 東日本	—
5	仮想化基盤管理サーバ (ホスト名：VC01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想管理	—	NTTデータセンター	NTT 東日本	—
6	LGWAN系認証サーバ (ホスト名：DC01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想ゲストOS	Windows Server 2012 R2	NTTデータセンター	NTT 東日本	OS (仮想ストレージ：Z)
7	LGWAN系syslogサーバ (ホスト名：MG01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想ゲストOS	Windows Server 2012 R2	NTTデータセンター	NTT 東日本	OS・データ (仮想ストレージ：Z)
8	LGWAN系SKYSEAサーバ (ホスト名：SC01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想ゲストOS	Windows Server 2012 R2	NTTデータセンター	NTT 東日本	OS・データ (仮想ストレージ：Z)
9	LGWAN系ウイルス対策管理サーバ (ホスト名：VM01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想ゲストOS	Windows Server 2012 R2	NTTデータセンター	NTT 東日本	OS・データ (仮想ストレージ：Z)
10	LGWAN系WSUSサーバ (ホスト名：WU01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想ゲストOS	Windows Server 2012 R2	NTTデータセンター	NTT 東日本	OS (初期イメージ保管)
11	LGWAN系死活管理サーバ (ホスト名：NM01)	LG-WAN系	総務課情報サービス係	仮想ゲストOS	Windows Server 2012 R2	NTTデータセンター	NTT 東日本	OS・データ (仮想ストレージ：Z)



## ○庁内ネットワーク機器

NO,	システム名	対象業務	主管部門	基本情報				対策状況
				機種	OS	設置場所	HW 保守部門	バックアップ対象 (保管場所)
1	Hotnet おまとめ SW	全般	Hotnet	—		本庁舎 サーバ室	Hotnet	—
2	インターネット用ファイアウォール	インターネット系	総務課情報サービス係	SonicWall TZ400		本庁舎 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
3	LG-WAN 用ファイアウォール	LG-WAN 系	総務課情報サービス係	SonicWall TZ400		本庁舎 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
4	後期高齢者用接続装置	LG-WAN 系	総務課情報サービス係	Cisco ASA5505		本庁舎 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
5	後期高齢者用ルータ	LG-WAN 系	総務課情報サービス係	YAMAHA RT105e		本庁舎 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
6	NW 分離用ファイアウォール	インターネット系 LG-WAN 系	総務課情報サービス係	SonicWall TZ400		本庁舎 サーバ室	後期高齢者医療広域連合	設定ファイル (広域連合)
7	センターSW (ホスト名：CSW01)	全般	総務課情報サービス係	アライドテレシス AT-x510-52GT		本庁舎 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
8	本庁 L2-SW (ホスト名：FSW01)	全般	総務課情報サービス係	アライドテレシス AT-SH210-16GT		本庁 1F 政策推進係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
9	本庁 L2-SW (ホスト名：FSW02)	全般	総務課情報サービス係	アライドテレシス AT-SH210-16GT		本庁 2F 管理係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
10	本庁 L2-SW (ホスト名：ESW01)	全般	総務課情報サービス係	アライドテレシス AT-SH210-16GT		本庁 1F 税務国保課	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
11	本庁 L2-SW (ホスト名：ESW02)	全般	総務課情報サービス係	アライドテレシス AT-SH210-16GT		本庁 1F 税務国保課	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)

## ○庁内ネットワーク機器

NO,	システム名	対象業務	主管部門	基本情報				対策状況
				機種	OS	設置場所	HW 保守部門	バックアップ対象 (保管場所)
12	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW03)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 1F 政策推進係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
13	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW04)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 1F 出納室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
14	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW05)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 1F 住民生活係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
15	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW06)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 1F 総務課	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
16	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW07)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 1F 戸籍係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
17	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW08)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 1F 総務課	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
18	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW09)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 2F 水産係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
19	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW10)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 2F 建設係	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
20	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW11)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 2F 会議室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
21	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW12)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 2F	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
22	本庁 L2-SW (ホスト名: ESW13)	全般	総務課情報サー ビス係	アライドテレシ ス AT-SH210-16GT		本庁 2F 作業室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)

## ○庁内ネットワーク機器

NO,	システム名	対象業務	主管部門	基本情報				対策状況
				機種	OS	設置場所	HW 保守部門	バックアップ対象 (保管場所)
23	青苗支所 L2-SW (ホスト名: BSW01)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		青苗支所	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
24	環境センター L2-SW (ホスト名: BSW02)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		環境センター	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
25	教育委員会 L2-SW (ホスト名: BSW03)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-24GT		教育委員会	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
26	国保病院 L2-SW (ホスト名: BSW04)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		国保病院	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
27	保健福祉センター L2-SW (ホスト名: BSW05)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		保健福祉セン ター	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
28	あわび種苗育成センター L2-SW (ホスト名: BSW06)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		あわび種苗育 成センター	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
29	自動車整備工場 L2-SW (ホスト名: BSW08)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		自動車整備工 場	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
30	議会事務局 L2-SW (ホスト名: BSW09)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		議会事務局	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
31	選挙管理委員会 L2-SW (ホスト名: BSW10)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		選挙管理委員 会	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
32	奥尻空港 L2-SW (ホスト名: BSW11)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-9GT		奥尻空港	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
33	奥尻高校 L2-SW (ホスト名: BSW12)	全般	総務課情報サー ビス係	アライド <sup>®</sup> テレシ ス AT-SH210-16GT		奥尻高校	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)

## ○庁内ネットワーク機器

NO,	システム名	対象業務	主管部門	基本情報				対策状況
				機種	OS	設置場所	HW 保守部門	バックアップ対象 (保管場所)
34	発電課 L2-SW (ホスト名：BSW13)	全般	総務課情報サー ビス係	アイトレシス AT-SH210-9GT		発電課	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
35	本庁 VPN 接続装置 RT00 (ホスト名：VPN-RT00)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		本庁 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
36	本庁 VPN 接続装置 DC00 (ホスト名：VPN-DC00)	データセンタ接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		本庁 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
37	本庁 VPN 接続装置 RMT00 (ホスト名：VPN-RMT00)	リモート保守接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		本庁 サーバ室	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
38	青苗支所 VPN 接続装置 (ホスト名：VPN-RT01)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		青苗支所	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
39	環境センター VPN 接続装置 (ホスト名：VPN-RT02)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		環境センター	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
40	教育委員会 VPN 接続装置 (ホスト名：VPN-RT03)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		教育委員会	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
41	国保病院 VPN 接続装置 (ホスト名：VPN-RT04)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		国保病院	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
42	保健福祉センター VPN 接続装置 (ホスト名：VPN-RT05)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		保健福祉セン ター	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
43	あわび種苗育成センター VPN 接続 装置(ホスト名：VPN-RT06)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		あわび種苗育 成センター	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)
44	整備工場 VPN 接続装置 (ホスト名：VPN-RT08)	出先機関接続	総務課情報サー ビス係	フジクラ FNX0630		自動車整備工 場	NTT 東日本	設定ファイル (NTT 東日本)







## ○基幹系

NO.	システム名	対象業務	主管部門	基本情報				対策状況
				機種	OS	設置場所	HW保守部門	バックアップ対象 (保管場所)
1	住民記録	住民サービス全般	総務課戸籍係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
2	印鑑	住民サービス全般	総務課戸籍係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
3	国民健康保険	住民サービス全般	税務国保課国保年金係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
4	児童手当	住民サービス全般	税務国保課国保年金係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
5	子ども子育て	住民サービス全般	保健福祉課保健指導係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
6	国保税	住民サービス全般	税務国保課国保年金係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
7	固定資産税	住民サービス全般	税務国保課税務係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
8	個人住民税	住民サービス全般	税務国保課税務係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
9	法人住民税	住民サービス全般	税務国保課税務係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
10	軽自動車税	住民サービス全般	税務国保課税務係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
11	一般選挙	住民サービス全般	総務課総務係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
12	国民投票	住民サービス全般	総務課総務係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
13	住基ネット	住民サービス全般	総務課戸籍係	共同利用	Windows Server 2016	データセンタ	総務課戸籍係	データセンタ
14	介護保険	住民サービス全般	保健福祉課福祉介護係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	保健福祉課福祉介護係	データセンタ
15	後期高齢	住民サービス全般	税務国保課国保年金係	北海道後期高齢者医療広域連合で管理	北海道後期高齢者医療広域連合で管理	データセンタ	税務国保課国保年金係	データセンタ
16	健康管理	住民サービス全般	保健福祉課保健指導係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
17	コクホライン	住民サービス全般	税務国保課国保年金係	クラウド	Windows10 Enterprise 2015 LTSC	データセンタ	税務国保課国保年金係	データセンタ
18	障害者支援医療	住民サービス全般	保健福祉課福祉介護係	クラウド	WindowsServer 2012 R2	データセンタ	総務課総務係	データセンタ
19	地域包括	住民サービス全般	保健福祉課包括支援係	PRIMERGY TX 1320 M3	WindowsServer 2012 R2 Standard	庁舎内(保健福祉センター内)	保健福祉課包括支援係	外付けHDD
20	居宅介護支援	住民サービス全般	保健福祉課包括支援係	PRIMERGY TX 1320 M3	WindowsServer 2012 R2 Standard	庁舎内(保健福祉センター内)	保健福祉課包括支援係	外付けHDD
21	戸籍	住民サービス全般	総務課戸籍係	共同利用	WindowsServer 2012 R2 Standard	庁舎外	総務課戸籍係	庁舎外
22	水道料金管理システム	水道下水道料金出納業務	建設水道課水道係	クラウド	Windows Server2012	データセンタ	建設水道課水道係	データセンタ

災害対策本部業務分担表

部名	班名	対 策 任 務	災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助 業 務
総務対策部	総務班 管財班 情報サービス班 戸籍班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地視察及び災害見舞い者の対応に関すること</li> <li>2. 災害時における通信の管理及び確保に関すること。</li> <li>3. 報道機関の対応に関すること。</li> <li>4. 職員の動向に関すること。</li> <li>5. 被災職員に関すること。</li> <li>6. 動員職員の出動状況の記録に関すること。</li> <li>7. 動員職員の寝具、被服に関すること。</li> <li>8. 町有財産の警防及び応急対策に関すること。</li> <li>9. 町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>10. 公用車の集中管理及び緊急輸送に関すること。</li> <li>11. 災害対策等に要する資材・物品の購入及び経理に関すること。</li> <li>12. 本部の庶務に関すること。</li> <li>13. 本部員会議に関すること。</li> <li>14. 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>15. 災害情報、指定避難所の開設及び被害者の収容に関すること。</li> <li>16. 警察、その他防災関係機関及び団体の出動要請に関すること。</li> <li>17. 特別警報、災害発生の可能性が高い気象情報等の周知に関すること。</li> <li>18. 災害の状況及び措置概要等の収集整理と、その報告に関すること。</li> <li>19. 各班の連絡調整に関すること。</li> <li>20. 災害日誌、記録に関すること。</li> <li>21. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>22. 気象等警報・注意報等の受理に関すること。</li> <li>23. 海上輸送及びヘリコプター輸送に関すること。</li> <li>24. 災害広報及び公聴の企画及び実施に関すること。</li> <li>25. 災害対策本部の災害応急対策について広報活動を行うこと。</li> <li>26. 災害報道記事及び災害写真等の収集に関すること。</li> <li>27. 被災地の巡回公聴会活動に関すること。</li> <li>28. 防災行政無線による緊急避難等の周知に関すること。</li> <li>29. 罹災証明書の発行に関すること。</li> <li>30. 安否確認に関すること。</li> <li>31. 災害による行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>32. その他災害に関する所掌事項に関すること。各班に属しない事項に関すること。</li> </ol>	<p>○救助法業務に関すること。</p> <p>○指定避難所の開設に関すること。</p>

部名	班名	対 策 任 務	災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助 業 務
地 域 政 策 対 策 部	政策推進班  住民生活班  商工観光班  財政班	1. 被災者からの陳情等の処理に関する事 2. 国、道及び関係機関への災害復旧の要望に関する事 3. 災害対策の予算及び決算に関する事 4. 災害応急及び復旧対策に要する資金調達に関する事 5. 災害時の生活物資の、物価対策及び流通対策に関する事 6. 災害時の労務供給計画及びその実施に関する事 7. 被災地の防疫等、環境衛生保持に関する事 8. 被災者被災地への搬送及び救護活動員の輸送に関する事 9. 商工業、観光施設、被災企業の災害調査及び応急対策に関する事 10. 被災商工観光業者への災害融資等の対策に関する事 11. 災害時における火薬類、油類、及び高圧ガスの管理、保安に関する事 12. 遺体の処理及び埋葬に関する事 13. その他災害に関する所掌事項に関する事	○遺体の処理及び埋葬に関する事
住 民 対 策 部	税務班  国保年金班  福祉介護班  保健指導班  母子保健班  子ども支援班  包括支援班  居宅介護班	1. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事 2. 救援物資の調達並びに義援金の受付、配分及び輸送に関する事 3. 被災者の収容施設の受け入れに関する事 4. 被災者に対する炊き出し、給食計画及び実施に関する事 5. 支援団体・ボランティアの受け入れ窓口（団体名、人数、支援内容等）、受け入れ状況把握と記録 6. 被災地域の老人世帯、身障世帯及び母子世帯の援護に関する事 7. 保育園児の保護に関する事 8. 被災者に対する生活支援・相談に関する事 9. 被災者の心のケアに関する事 10. 被災者の税の減免についての資料の収集に関する事 11. 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事 12. 感染症の予防に関する事 13. 災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関する事 14. 保健所及び医療機関との災害関係の連絡調整に関する事 15. 罹災証明の発行に伴う被害調査に関する事 16. 被災者台帳の作成及び台帳情報に関する事 17. その他災害に関する所掌事項に関する事	○被服寝具、その他生活必需品の供与、又は貸与に関する事 ○炊き出し、その他による食品の給与に関する事

部名	班名	対 策 任 務	災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助 業 務
建設水道対策部	管理班 建設班 水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、橋梁、河川等土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関する事。</li> <li>2. 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関する事。</li> <li>3. 災害時における一般車両及び土木建設用機械等の調達、運用計画に関する事。</li> <li>4. 災害応急資材の調達、配分、備蓄計画の作成及び実施に関する事。</li> <li>5. 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。</li> <li>6. 市街地の浸水対策及び障害物等の除去に関する事。</li> <li>7. 被災地の住宅対策及び住宅建築指導に関する事。</li> <li>8. 指定避難所、応急仮設住宅等の確保保全に関する事。</li> <li>9. 災害時の建築用材の需給計画に関する事。</li> <li>10. 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事。</li> <li>11. 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策、普及対策に関する事。</li> <li>12. 指定避難所及び断水地域の給水に関する事。</li> <li>13. 飲料水確保のための緊急浄水処理及び水質管理に関する事。</li> <li>14. その他災害に関する所掌事項に関する事。</li> </ol>	<p>○障害物の除去に関する事。</p> <p>○応急仮設住宅の供与に関する事。</p> <p>○被災住宅の応急修理に関する事。</p> <p>○被災世帯調査に関する事。</p>
水産農林対策部	水産班 農林班 管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水産施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。</li> <li>2. 港湾、漁港、海岸の被害調査、及び応急対策、復旧対策に関する事。</li> <li>3. 魚家及び漁船、漁具の被害調査に関する事。</li> <li>4. 漁場の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>5. 漁業災害補償に関する事。</li> <li>6. 関係資金の融資に関する事。</li> <li>7. 農地、農業施設、農作物等の災害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。</li> <li>8. 被災農家の資金斡旋、農業被害補償、営農指導等の援護に関する事。</li> <li>9. 被災地の廃棄物処理、病虫害対策、防疫に関する事。</li> <li>10. 救農事業等の企画、実施に関する事。</li> <li>11. 畜産、林業施設及び家畜、林野・林道の災害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。</li> <li>12. 関係資金の斡旋、森林保険に関する事。</li> <li>13. 死亡獣畜の処理、被災家畜の防疫に関する事。</li> <li>14. 家畜飼料の確保に関する事。</li> <li>15. 被災林野の防疫に関する事。</li> <li>16. 林野火災に関する事。</li> <li>17. 治山に関する事。</li> <li>18. その他災害に関する所掌事項に関する事。</li> </ol>	

部名	班名	対 策 任 務	災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助 業 務
企業管理対策部	運行班 自動車整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸送機関の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事</li> <li>2. 災害対策従事車両及び応援車両の整備に関する事</li> <li>3. その他災害に関する所掌事項に関する事</li> </ol>	
発電対策部	発電班 運転班 保守班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における電力の確保に関する事</li> <li>2. 発電関連施設の被害調査に関する事</li> <li>3. その他災害に関する所掌事項に関する事</li> </ol>	
支所対策部	管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南部地域における災害情報の収集及び応急対策、復旧対策に係る対策本部各班との連絡調整に関する事</li> <li>2. その他災害に係わる所掌事項に関する事</li> </ol>	
空港管理対策部	管理班 運航班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空港施設の警防及び災害時の応急対策、並びに復旧対策に関する事</li> <li>2. 航空機の運航確保に関する事</li> <li>3. 救助捜索に係るヘリコプターの運航確保に関する事</li> <li>4. その他災害に関する所掌事項に関する事</li> </ol>	
環境対策部	環境管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境衛生処理施設など衛生関係の被害調査及び応急対策・復旧対策に関する事</li> <li>2. その他災害に関する所掌事項に関する事</li> </ol>	

部名	班名	対 策 任 務	災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助 業 務
教 育 対 策 部	総務班 学校教育班 社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文教施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。</li> <li>2. 被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関すること。</li> <li>3. 被災児童生徒の医療防疫及び学用品の供与に関すること。</li> <li>4. 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。</li> <li>5. 文教施設及び文化財の保全に関すること。</li> <li>6. その他災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>	
医 療 対 策 部	医局班 事務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における救急医療体制の計画を作成し実施すること。</li> <li>2. 災害時において医療班を編成し、出動要請に対する医療活動及び巡回による医療及び助産の救護を実施すること。</li> <li>3. 医療、応急救護所設置時における診療運営に関すること。</li> <li>4. その他災害に関する所掌事項に関すること。</li> <li>5. 医療施設の警防並びに応急及び復旧対策に関すること。</li> <li>6. 医療班の出動等医療活動を実施した際の救急医療活動報告書作成に関すること。</li> <li>7. その他災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>	
予 備 対 策 部	出納室班 議会事務局班 農業委員会事務局班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議会との連絡調整に関すること。</li> <li>2. 各対策班への必要に応じた協力に関すること。</li> <li>3. その他災害に関する所掌事項に関すること。</li> </ol>	